

令和6年（2024年）11月25日

職員の処分について

- 1 職員職氏名 経済観光局スポーツ・イベント部イベント推進課 主事
ごとう けいご
後藤 啓吾（男性 26歳）
- 2 処分内容 免職
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和6年（2024年）11月25日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和6年7月15日に同僚職員と飲酒した後、同日23時10分頃、中央区紺屋今町付近路上で一般女性に対し同意なく抱きつき、胸を揉むなどの行為を行い、翌16日15時45分に不同意わいせつの容疑で逮捕されたもの。その後8月6日に不同意わいせつ罪で起訴され、10月16日の第1回公判において、起訴事実を認めたもの。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

3 公務外非行関係

（12）わいせつ行為等

ア 強姦・強制わいせつ

強姦、準強姦、強制わいせつ又は準強制わいせつ行為をした職員は、免職とする。

【お問い合わせ先】

人事課：課長 木村 直人（きむら なおと）

副課長 深水 俊哉（ふかみ しゅんや）

電話：096-328-2149